2003年3月13日 (平成15年)

藤沢市教育委員会 教育長 中 村 喬 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 横尾裕夫

各公民館使用許可業務及び生涯学習関連情報提供業務に係るコンピュータ利用 項目の追加について (答申)

2003年(平成15年)3月5日付けで諮問(第115号)された、各公民館使用許可業務及び生涯学習関連情報提供業務に係るコンピュータ利用項目の追加について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性及び安全対策は次のとおりである。

(1) 本業務の概要について

ア 本市の13公民館(2分館)が行っている公民館使用許可業務及び生涯学習関連情報提供業務をコンピュータを利用して行うことについては、1998年(平成10年)3月5日付けで、藤沢市個人情報保護制度運営審議会へ諮問をし、承認されている。しかし、厳しい経済情勢の影響により、藤沢公民館(含分館)、鵠沼公民館、村岡公民館、片瀬公民館(含分館)、湘南台公民館の5公民館のみコンピュータを導入し、今日に至っている。

イ その後、国の補助事業である「地域イントラネット基盤整備事業(総務省の平成13年度第2次補正予算)」を活用し、残りの8館においても、コンピュータを導入できる運びとなった。

(2) コンピュータ利用の必要性及び安全対策について

ア 現在の入力範囲(団体名、代表者氏名、住所、電話番号、FAX番号、活

動内容、指導者(氏名、住所、電話番号))に、連絡者の氏名、住所、電話番号を加えることにより、業務の効率化を図ることができ、住民の問い合わせに対しても、より的確に対応することができる。また、登録されている利用団体の情報を出力し、利用団体に提供することにより、利用団体が行う毎年の届出を簡素化することができることから、コンピュータ利用の必要性がある。

イ 安全対策としては、「公民館使用許可業務個人情報取扱要領」及び「藤沢 市コンピュータ管理運営規程」を遵守し、本業務における個人情報の保護及 び安全対策を図る。

## 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、コンピュータ利用を認めるものである。

(1) コンピュータ利用の必要性

入力範囲に連絡者を追加することにより、市民からの問い合わせに迅速、的確に対応することが可能となり、市民サービスの向上が図れることから、コンピュータ利用の必要性は認められる。

## (2) 安全対策

本業務の処理に当たっては、「藤沢市コンピュータシステム管理運用規程」 及び「公民館使用許可業務個人情報取扱要領」を遵守し処理するため、安全対 策上の配慮がなされていると認められる。

以上